

平成 17 年に策定した全体構想では、当時の国的基本方針に基づき特定旅客施設である 12 駅を対象に市内を 7 地区に分類して、全市的な観点から、よりバリアフリー化の必要性が高く、基本構想を策定することについて関係機関と協議が整った地区を「重点整備地区」に位置付けました。その後、基本構想を策定した宇治駅周辺や大久保駅周辺では駅へのエレベーター設置や歩道の整備などバリアフリー化に関する整備が進められましたが、それ以外の地域では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情です。また、平成 18 年の法改正、平成 23 年の国が改めた基本方針といった新たな基準に基づいて、バリアフリー化を進めることも必要となりました。

このような背景から、さらにバリアフリー化を推進するために、全体構想を見直すことになりました。

【交通バリアフリーの課題】

- (1) 平成 18 年に法改正、平成 23 年に新たに国的基本方針が策定。
 - ⇒現在の「宇治市交通バリアフリー全体構想」は平成 17 年に策定されており、バリアフリー新法や新たに策定された基本方針に基づく見直しが必要。
- (2) 重点整備地区以外の地区では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情。
 - ⇒バリアフリー化を推進する重要性や事業の進め方の方向性を地区ごとに検討し、事業を重点的かつ一体的に実施する必要性の高い地区では、重点整備地区として基本構想を策定するなど、駅や周辺のバリアフリー化を推進する必要がある。

「宇治市交通バリアフリー全体構想」の見直しが必要

全体構想の位置付け

この「宇治市交通バリアフリー全体構想」は、今後宇治市がバリアフリー新法に基づいて「基本構想」を作成する際の指針となるほか、宇治市における交通バリアフリーの推進に関する基本的な方針を示すものです。

また、この全体構想はバリアフリー新法に基づく国的基本方針をはじめ「宇治市都市計画マスター プラン」や「宇治市障害者福祉基本計画」などの上位・関連計画に則すると共に、これらの諸計画と連携しながら「宇治市第 5 次総合計画」の目指す都市像にある「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現を目指すものです。

宇治市交通バリアフリーに関する基本理念・基本方針

基本理念

宇治市においては、高齢者や障害のある人などをはじめ、すべての人が移動しやすいまちづくりを目指します。そのためには、受け皿である「まち」のバリアフリー化だけではなく、それを利用する人がバリアフリーについて理解し、お互いに支え合うことが必要です。

この全体構想では、宇治市のバリアフリー化を推進するため、旅客施設や周辺道路の整備だけでなく、高齢者や障害のある人などを理解し積極的に手助けできる「心のバリアフリー」などのソフト施策を推進することを目標とし、基本理念を「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」として掲げます。

「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」

基本方針

「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」を実現していくために、以下の 3 つの基本方針を定めます。

- ◎すべての人が安全に安心して移動できるまちづくりを推進します。
- ◎交通利便性の向上を図り、だれもが快適に過ごせるまちづくりを推進します。
- ◎やすらぎと思いやりにあふれた支え合いのまちづくりを推進します。

目標年度

「宇治市交通バリアフリー全体構想」の整備目標年度は、バリアフリー新法に基づく国的基本方針に則して平成 32 年度とします。

しかしながら、地域の抱える課題は多様であり限られた期間でバリアフリー化に関するすべての課題を解決することは困難であることから、今後重点整備地区において策定される基本構想の整備目標年度は原則平成 32 年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、宇治市全体の交通バリアフリー化についてもその進捗に応じて柔軟に対応し、できることから事業を進めていくものとします。

「全体構想」の見直しについて

宇治市では、今回策定した「全体構想」に基づいて重点整備地区における基本構想の策定をはじめとした市内のバリアフリー化への取り組みを進めていきますが、こうした取り組みを進める中で、国が基本方針の見直しなどの措置を講じた場合など、必要に応じて「全体構想」の見直しを検討することとします。

全体構想改訂版策定の経緯

第1回 宇治市交通バリアフリー検討委員会 平成 26 年 7 月 24 日

- ・宇治市の交通バリアフリーの現状について
- ・全体構想見直しの方向性について



第2回 宇治市交通バリアフリー検討委員会 平成 26 年 10 月 30 日

- ・重点整備地区選定の考え方について
- ・全体構想の改訂版（素案）について



宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版（素案）の意見募集

- ・募集期間 平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 1 月 9 日
- ・提出者数 10 人
- ・意見数 19 件



第3回 宇治市交通バリアフリー検討委員会 平成 27 年 2 月 10 日

- ・全体構想の改訂版（案）について

宇治市交通バリアフリー 全体構想改訂版 【概要版】



宇治市

宇治市交通バリアフリー全体構想（改訂版／概要版）

平成 27 年 3 月

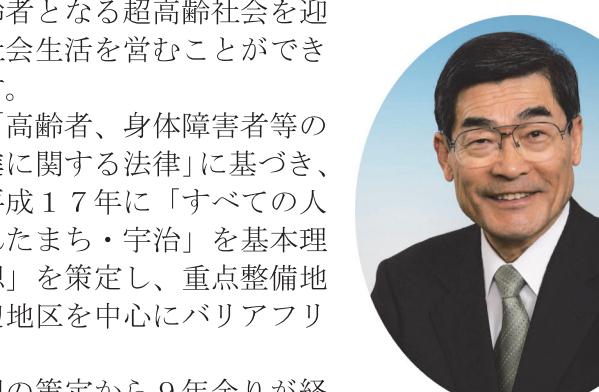
宇治市都市整備部交通政策課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33

TEL (0774) 22-3141

宇治市交通バリアフリー全体構想の改訂にあたって

わが国では 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎え、高齢者や障害のある人などが自立した社会生活を営むことができる生活環境の整備が強く求められています。



本市では、平成 12 年に施行されました「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市内の交通バリアフリー化を進めるため、平成 17 年に「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」を基本理念とした「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点整備地区に選定した大久保駅周辺地区や宇治駅周辺地区を中心にバリアフリー化を進めています。

このたびの改訂につきましては、全体構想の策定から 9 年余りが経過し、平成 18 年の法改正や平成 23 年に改められた国的基本方針に加え、JR 奈良線の高速化・複線化第二期事業の具体化など、この間の社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまで本市が進めてまいりました交通バリアフリーに関する基本理念を踏襲しつつ、地区的状況に応じたバリアフリー化のさらなる推進に向け、重点整備地区の拡大をはじめとした大幅な見直しを行ったところです。

今後は、この全体構想改訂版に基づき市内のバリアフリー化の推進により一層取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びにあたり、全体構想の改訂をご尽力をいただきました宇治市交通バリアフリー検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月 宇治市長 山本 正

宇治市交通バリアフリー全体構想改訂の背景と目的

交通バリアフリーに関するこれまでの経緯

我が国は 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者で、高齢者や障害のある人などだれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会の構築が急務の課題となっています。

平成 12 年に公共交通機関を利用した移動の円滑化を確保するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という）が施行されました。宇治市では、交通バリアフリー法に基づき計画的にバリアフリー化を進めるため、平成 17 年 7 月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」（以下、「全体構想」という）を策定し、バリアフリー化に取り組みました。

このように、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という）が平成 18 年 12 月に施行され、対象者や対象施設、対象地域、対象経路などが拡大されました。さらに、平成 23 年 3 月に国的基本方針が改められ、バリアフリー化に関する整備目標や目標年度が見直されました。

全体構想改訂の背景と目的

宇治市の高齢化率は平成 26 年 4 月 1 日現在、約 25.0% と全国平均の約 25.6% に比べると低いものの、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。また、障害者数は昭和 55 年度から平成 25 年度にかけて 4 倍以上に増加しており、宇治市の人口に占める割合は約 5.6% となっています。

このため、高齢者や障害のある人、ベビーカーを利用する子育て世代の人など、だれもが住みよいまちにするためには、まず第一に多くの人が利用する駅やその周辺道路を一体的にバリアフリー化していくことが重要です。

しかしながら、非常に厳しい財政状況が続く今日においては、宇治市全体を同時にバリアフリー化していくことは極めて困難です。そこで、宇治市では、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化を計画的に推進するために、平成 17 年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定しました。